

議題 2（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた地方自治法第 179 条第 1 項の規定による知事の次の専決処分について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 3 年 4 月 20 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 3 年度大阪府一般会計補正予算（第 2 号）の件（教育委員会関係分）

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第 7 条 （略）

2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

教育庁 令和3年度一般会計補正予算案（第2号）の概要

第2号補正予算案の概要

| | | |
|------|----------|-----------------|
| 一般会計 | 第2号補正予算額 | 4,550万円 |
| | 補正前予算額 | 5,423億9,935万4千円 |
| | 補正後予算額 | 5,424億4,485万4千円 |

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額

中段 補正前予算額

下段 補正後予算額

| 事 業 名 | 事 業 費 | 事 業 内 容 の 説 明 |
|--------------------|-------------------------|---|
| 修学旅行キャンセル料支援事業費補助金 | 4,550万円 0 4,550万円 | 府立高校及び私立学校において、まん延防止等重点措置期間中に止むを得ず修学旅行等を中止または延期した場合に生じるキャンセル料金について補助する。 |